平成２４年（フ）第９０号
三重県名張市桔梗が丘５番町４街区70番地４
破産者　鹿内　優一
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第９１号
三重県伊賀市寺田26番地の10
破産者　萩野　直樹
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第２８号
三重県熊野市井戸町680番地
破産者　大川　雅彬
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第６５号
兵庫県揖保郡太子町東保396番地７
破産者　松木　浩一
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１２３号
広島県尾道市御調町市378番地　岩井堂住宅102
破産者　菅波　　渉
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
広島県三原市宮浦６丁目17番27―303号
破産者　土井　雄二
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第３８９号
愛媛県松山市津吉町730番地
破産者　石橋　和貴
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９４号
愛媛県西予市野村町野村11号476番地
破産者　三瀬　民枝
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第７０号
福岡県筑後市大字和泉302番地６　サンシャイン筑後203号
破産者　山田　智晨
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第７７１号
北九州市八幡西区星和町20番23号　201
破産者　富永　千鶴
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７７４号
北九州市八幡西区引野３丁目６番20―402号
破産者　廣重　辰美
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７７５号
北九州市八幡西区引野３丁目６番20―402号、申立時の住所北九州市八幡西区星ケ丘６丁目４番16号
破産者　廣重十三枝
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７７８号
北九州市小倉北区下到津３丁目11番６号
破産者　川島　英美
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７９５号
北九州市八幡西区岩崎４丁目10番13号
破産者　木村けい子
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７９９号
北九州市八幡東区白川町２番１号　204
破産者　森下　　進
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８０５号
北九州市八幡西区大膳１丁目６番20号
破産者　原田　賀世（旧姓砂田）
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８０９号
北九州市八幡西区本城４丁目２番３号
破産者　小坪泰麻実
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８１５号
北九州市八幡西区幸神２丁目３番12―305号
破産者　河野　彰博
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３１号
長崎県対馬市豊玉町曽840番地
破産者　古藤　　正
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
鹿児島県大島郡龍郷町戸口2110番地
破産者　山畑ひとみ（開始決定時の姓中）
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第６２号
鹿児島県奄美市住用町大字川内32番地、住民票上の住所鹿児島県奄美市住用町大字川内57番地
破産者　政　るみ子（旧姓田原）
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１５５号
鹿児島県曽於市大隅町中之内975番地、前住所鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8369番地１
破産者　東　　純雄
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
鹿児島県曽於市大隅町中之内975番地、前住所鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8369番地１
破産者　東　マリ子（旧姓荒川）
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
沖縄県うるま市勝連津堅307番地
破産者　赤嶺　榮福
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第２１号
新潟県五泉市一本杉2279番地３
再生債務者　金子　正廣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月５日　　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第４０９号
埼玉県さいたま市見沼区大字東新井908―８
再生債務者　木崎美由起
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第５２０号
東京都東大和市南街２―66―５
再生債務者　本吉　幸夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月１日
東京地方裁判所民事第20部